

労働者派遣事業におけるマージン率の公開

当社では、正社員を中心に「一般派遣事業」を行っております。

令和7年5月時点、派遣事業におけるマージン率等について公開を致します。

労働者派遣料金（派遣事業における売上）から、派遣労働者賃金（給与や賞与）を差し引いた差額のことを「マージン」このマージンが売上に占める割合を「マージン率」といいます。

2025年度、労働者派遣の実績およびマージン率などは下記のとおりです。

拠点名称	本社
拠点住所	兵庫県三木市別所町下石野 1415-3

1. 労働者派遣の実績およびマージン率等

①派遣労働者数 (1日平均)	②派遣先の実数	③労働者派遣に関する料金 (1日あたりの平均額)	④派遣労働者の賃金 (1日あたりの平均額)	⑤マージン率
4名	1社	18,750	12,800	31.7%

2. キャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口および連絡先
業務部 課長 Tel 0794-73-8264

訓練種別	対象者	実施時間	方法 (OJT・OFF-JT)	派遣労働者の 費用負担	賃金の支給
入職時の教育訓練	入社1年目以上	8H	OJT	なし	あり
フォークリフト技能訓練	入社1年目以上	8H	OJT	なし	あり

※マージン率に含まれるものとして

- ・雇用主として負担する社会保険料（労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険など）
- ・福利厚生（海外研修、健康診断、インフルエンザ予防接種、サークル活動支援費など）
- ・派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇に充当した費用
- ・資格取得や技術研修、社内研修に充当した費用
- ・営業・管理・採用活動等事業運営にあたる労働者の人件費
- ・オフィス資料や宣伝広告費、通信費をはじめとする諸費用
- ・営業利益

などが含まれます

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和9年3月31日）

- ・協定労働者の範囲：配送業務に従事する従業員



株式会社 西日本ロジスティクス

許可番号 派28-301588